

# 産業建設常任委員会

令和2年3月18日（水）



## 産業建設常任委員会

定例会名 令和2年第1回定例会  
招集日時 令和2年3月18日(水) 午前9時57分  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名  
委員 長 須藤京子  
副委員 長 伊藤裕一  
委員 柳井哲也  
" 藤田尚美  
" 諸橋太一郎  
" 山本伸子  
" 北島登

欠席委員 なし

出席説明員  
副市長 滝本昌司  
環境経済部長 藤田聡  
建設部長 山岡孝  
環境経済部次長 梶由紀夫  
環境政策課長 横瀬幸子  
農業政策課長 神戸千夏  
商工観光課長 大里明子  
建設部次長 根本忠  
建設部次長 長谷川啓一  
建設部次長兼下水道課長 野島正弘  
都市計画課長 榎本友好  
空家対策課長 柴田賢治  
建築住宅課長 藤木光二  
道路整備課長 木村光裕  
農業委員会事務局長 結速武史

議会事務局出席者  
書 記 椎名弘文  
書 記 飯田晴男

## 令和2年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 産業建設常任委員会

- |         |   |
|---------|---|
| 議案第 16号 | 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について                          |
| 議案第 21号 | 牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について           |
| 議案第 22号 | 牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について                    |
| 議案第 23号 | 牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について                       |
| 議案第 24号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）<br>別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ |
| 議案第 26号 | 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）                    |
| 議案第 33号 | 牛久市道路線の認定について                                   |

午前9時57分開会

○須藤委員長 定刻前ではございますが、全員御出席されていることから、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は副市長、環境経済部長、建設部長、環境経済部次長、環境政策課長、農業政策課長、商工観光課長、建設部次長として根本次長、長谷川次長、建設部次長兼下水道課長、都市計画課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長、農業委員会事務局長であります。書記として椎名君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 16号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 21号 牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

議案第 22号 牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について

議案第 23号 牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について

議案第 24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 26号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 33号 牛久市道路線の認定について

以上7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第16号、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第16号について、提案者の説明を求めます。建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 建築住宅課、木村です。よろしく申し上げます。

牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改正の理由としまして、民法の一部を改正する法律により債券関係の規程の見直しが行われ、法定利率の改正を行います。また、総務省勧告、国交省通知に基づき、市営住宅への入居に関しては連帯保証人の取り扱いの見直しを行います。

改正内容としまして、5カ所あります。

まず1つ、住宅入居の手続についてです。こちらにつきましては、現行では2名の連署を求められることになっておりますが、近年身寄りのない単身者等が増加していることから、連帯保証人の確保が困難となっていることが懸念されております。緩和として、1人でも入居可能にするために、2名という表記を削除いたします。

2点目になります。住宅の明け渡し請求についてです。こちらにつきましては、旧民法においては法定利率を5分と定めておりましたが、令和2年4月1日に3分へ引き下げるとともに、3年ごとに見直しをする変動制に改正されます。年5分の割合が今度は法定利率の割合というふう

に変更になります。そういうふうに変更しておくことによって、民法のほうが変われば自動的に変わるということに連動します。

3点目になります。入居者の公募の方法、こちらにつきましては、現在既に廃止されているうしくハローコールにかわり、牛久市のメールマガジン、かっぱメールへ移行します。ハローコールにつきましては、平成16年度までで既に廃止となっておりますので、平成17年度からはもう牛久メールマガジンというふうになっておりますので、改正いたします。

続きまして、4点目です。こちらにつきましては、入居の資格というところで、小学校就学というふうな表記があります。こちらにつきましては、小学校の後に括弧書きで義務教育学校の前期課程を含むという文言のほうを加入いたしまして整理をいたします。

5点目になります。こちらにつきましては、市営住宅の一覧表、現行で新町住宅という表記があります。こちらにつきましては、本年度中に市営の新町住宅の家屋が解体撤去されることに伴い、削除いたします。

施行日としましては、令和2年4月1日からとなります。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第16号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 連帯保証人の確保問題、2名を1名にとということなんですけれども。もう保証人不要という自治体もふえてきています。そういうところからも学んで、ぜひそうして行ってほしいというふうな希望を持っておりますが、連帯保証人が見つからなくて入居辞退した件数というのは、この3年程度で何人ぐらいいるのでしょうか。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 ここ3年におきましてという限定になりますが、保証人が見つからなくて入居ができなかったという方はおりません。

以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 それと、あと、保証人の中に民間の債務保証機関等あるんですが、そういったものの利用についてはどのようにお考えでしょうか。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 他市及び他県におきましては、民間の保証機関を採用しているところもあります。ただ、当市におきましては、まだそちらの保証機関のほうの実績であるとか有効性であるとかがまだ確認できていない状態ですので、今現在一足飛びにそちらを採用するということには至っておりません。確認ができ次第、積極的に採用したいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 それと、入居条件の中に住宅困っている人は当然入ると思うんですが、例えばDVから逃れる、そういう人のために入居というのは可能にはなっていないのでしょうか。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 近年そういったお問い合わせもあることは事実です。それにつきましては、柔軟に対応していこうと考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに、山本委員。

○山本委員 よろしくお願ひいたします。

この条例の第11条のほうの変更のところなんですけれども、これに関しては身寄りのないとか近親者がいない方の単身者が増加しているということで、2名から連名ということなんですけれども、今市営住宅のほうには単身者向けとファミリー向けがあると思うんですが、単身者向けは最初から単身者なんだろうけれども、ファミリー向けでも、例えば家族何名かで入っても、その後子供が独立して、また配偶者が亡くなって一人という方、そういう方も含めての単身者のふえている状況、今単身者がどれぐらい市営住宅の中でいらっしゃるのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 単身者向け世帯としましては、前山住宅に8世帯、南裏住宅に20世帯という用意がありまして、ほぼ満室となっております。また、御質問がありましたように、入居時はファミリーであってもその後1人、2人といなくなって単身になってしまったというケースは多くありまして、また、単身者からのニーズもあることは確かです。今後、猪子住宅への再編という、また詳細設計に向けて準備を進めているところではありますが、そういったニーズも踏まえながら部屋数などの確保を対応していきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この30年度の市営住宅再構築、これには先ほどおっしゃった猪子住宅、これを見ますと、単身者向けがやはり数も多くなっていましたが、それもやはり含めての、単身者がふえるということを含めて構想のほうに生かされているのかということを確認したいと思います。

それからもう1件、この改正、今度総務省の勧告に基づいてというふうになっておりまして、私もこの総務省の勧告を調べたんですけれども、これによりますと、この保証人の確保だけではなくて家賃の滞納者に対する的確な対応及び支援、それから住宅確保要配慮者ですか、その方への住宅部門と福祉部門、そこらの方たちとの連携というのをうたっております。そこに対しての牛久市としての対応はどういうふうになっているのかということを確認したいと思います。現状も含めて、今家賃の滞納者がどれぐらいいらっしゃるって、その滞納状況、滞納事情とかいうんですか、そういうのを把握していらして、それを福祉部門につなげていっているという、そういう事例とか、ございましたらお知らせいただきたいと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 今基本構想ということでお知らせはしているところなんですけど、そちらの内訳の中での単身者世帯及びファミリー向けというのもそういった傾向も踏まえた上での基本構

想の数ということになっております。また、保証人の確保ということで、福祉部門との連携ということの御質問なんですが、これにつきましては年に、半年に1回、福祉部門のほうで生活保護者などについて連絡などもとっているということで、うちのほうでもそういう情報の連携、お互いに持っている情報を出し合って、市営住宅というところが家賃が安価な公営住宅、セーフティネットとしての役割もありますので、単に部屋を貸してお金をいただいているというところではなくて福祉部門とは密接に連携をとりながら運営をしているところです。

あと、滞納につきましては、今現在、過年度の滞納ですね、19世帯滞納があります。金額にしましては570万円。こちらにつきましても、返済に向けて、昨年も返済計画の提出ということで面接を行いました。実際、前年の同時期よりは滞納額の支払いという意味では、若干ですが成果は上がっているというところになっております。

以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で議案第16号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第21号、牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第21号について提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大里商工観光課長 おはようございます。商工観光課、大里です。よろしくお願いいたします。

議案第21号、牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

本条例は、昭和59年度に市街地再開発事業の円滑な推進と、総合的な商工業の振興を図ることを目的として制定され、牛久駅西口地区再開発事業に係る資金融資あっせん事業の保証料補給及び利子補給補助金や、商工業振興に係る事業の財源に充当されておりましたが、平成23年度に当該基金の運用が完了していることから廃止するものでございます。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第21号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 それでは、今御説明で昭和59年ということで御説明だったんですが、この基金が立ち上がったときの金額、それと財源はどういったものだったのかということをお伺いしたいと思います。

そして、今西口の再開発事業の利子補給というお話しだったんですが、もうちょっとそこら辺、運用のところ、詳しくお話しいただければと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 御質問にお答えいたします。

まず、基金の立ち上げの段階のお話しですね、金額と財源ということなんですけれども、まず、調べましたところ、昭和59年度、一般財源のほうから1億円、基金のほうに積み立てがされて

おりました。その2年後、昭和61年度、イズミヤさんからの寄附金として2億円が基金のほうに積み立てをされているのが確認できております。それ以降は、一般財源のほうから各年度それぞれ積み立てをしながら、保証料補給ですとか利子補給の補助金として充当をされていたという流れになります。その利子補給が終了したのが平成14年度というふうに確認ができております。

あと、利子補給の運用ということなんですけれども、まずこちらも利子補給、保証料補給、その前に、この西口の再開発の関連で融資が受けられる対象の方なんですけど、エスカードビル内で出店するために必要な設備資金とか運用資金を借りたい方、あとは再開発事業施工地区外に転出する方、あの地区にいた方でそこを立ち退くことになった方が牛久市内で事業を営むために、必要な設備資金や運転資金という理由で借りたい方が対象ということになります。融資額は上限が2,000万円、保証料の補給としては全額です。あとその利子補給につきましては、ちょっと難しいんですけども、借入残高に約定利率を乗じて得た利子の払い込み済みの額の範囲内で当該借入残高に約定利率から2.3%を差し引いた利率を乗じて得た額ということで、ちょっと難しいんですけども、そのような形で運用がされていたようでございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。そうしますと、一般会計から当初は1億円、そのあと各年度積み立てていたということもある。あとは2年後にイズミヤから2億円、これは寄附ということですが、その寄附の目的というのは、もう一度ちょっと確認したいんですけど。そのイズミヤからの寄附の目的。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 お答えいたします。

申しわけございません、私決算書をもとに過去にさかのぼっていろいろ調べたものですから、イズミヤさんからの寄附の経緯ということまでは、ちょっと今回調べがつかなかったんですけども、申しわけございません。

○須藤委員長 ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第21号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第22号、牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。議案第22号について提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○神戸農業政策課長 おはようございます。農業政策課、神戸です。よろしく申し上げます。

それでは議案第22号、牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について、御説明いたします。

本条例は、基金の運用益により、ため池や用水路などの機能を維持するための地域住民活動を促進する事業の財源に充てることとして、平成8年3月に制定されましたが、基金設置以降低金利で事業活動に必要な運用益が見込めないため、本条例を廃止するものです。

残額はゼロとなっております。

廃止については公布日からの施行となります。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第22号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいでしょうか。以上で議案第22号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第23号、牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例についてを議題といたします。議案第23号について提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大里商工観光課長 議案第23号、牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

本条例は、小規模水道の料金や給水装置の工事に関する費用負担、その他の給水条例などを定めた条例で、給水区域は桂工業団地内と奥原工業団地内でございます。この2つの工業団地内の小規模水道につきまして、平成24年度に県南水道への切りかえが完了したことにより小規模水道事業が終了していることから、当該条例を廃止するものでございます。あわせて、小規模水道事業特別会計を廃止するため、当該廃止条例の附則におきまして、牛久市特別会計条例を改正いたします。

詳細につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

施行日につきましては、当該廃止条例は公布の日から施行し、牛久市特別会計条例の一部改正につきましては、令和2年4月1日からの施行となります。

以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第23号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 では以上で議案第23号について質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第24号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）、別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第24号について提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 おはようございます。環境政策課、横瀬です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）におきまして、環境政策課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

初めに、歳入ですが、補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

中段になりますが、款14国庫支出金項2国庫補助金目3衛生費国庫補助金節1保健衛生費補助金の排水処理施設等整備費補助金ですが、こちらは浄化槽設置事業に対する補助金となっております。今回設置事業が確定しましたことに伴って、542万円を減額するものです。

次に、次ページの12ページ、13ページをごらんください。

上から3段目の、款15 県支出金項2 県補助金目3 衛生費県補助金節1 保健衛生費補助金の廃棄物処理施設整備費補助金につきましては、先ほどの国庫補助金と同様に、浄化槽の設置事業が確定したことによりまして、291万3,000円減額となっています。また、茨城県自律分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金、こちらは市町村が実施する自律分散型エネルギー設備の設置事業に対する補助金となっており、今回設置台数が予定数を下回ったことにより55万円を減額し、保健衛生費補助金として346万3,000円を減額するものです。

続いて、同じページにあります下から2段目の、款20 諸収入項4 雑入目4 雑入節3 雑入のうちの雑草除去受託料ですが、こちらは空き地の雑草除去の受託面積が確定したことによりまして、101万6,000円を減額するものです。

歳入については以上となります。

次に、歳出ですが、補正予算書の20ページ、21ページをごらんください。

款4 衛生費項1 保健衛生費目4 環境衛生費内の0103 合併処理浄化槽の設置を助成するにおきましては、歳入と同様に浄化槽の設置基数及び設置種別の内容が確定しましたことに伴って、316万1,000円を減額するものでございます。

その下にあります0110 地球温暖化対策を推進するにおきましては、市民が環境配慮型機器を設置した際に交付する補助金のうち、茨城県自律分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付対象機器である家庭用燃料電池システム、エネファームへの交付件数が計画予定数を下回ったために、99万円を減額するものでございます。

次に、目6 雑草除去費内の0101 空き地の雑草除去を指導するにおきまして、空き地の雑草除去業務委託面積が予定面積を下回ったため、委託料98万8,000円を減額するものです。

以上が、環境政策課所管に関する補正の内容でございます。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第24号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、農業政策課所管の事項について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

一番下、下段になります。款14 国庫支出金項2 国庫補助金目7 農林水産業費国庫補助金節1 農業費国庫補助金産地緊急支援対策補助金、こちら補助率10分の10、45万円であります。こちらは、台風15号、19号とその後の集中豪雨によって、下流の水田に堆積してしまった稲わらの撤去に係る費用に対する補助となります。こちらにつきましては、同額の歳出補正をしております。

続きまして、次のページをごらんください。

中段になります。款15 県支出金項2 県補助金目4 農林水産業費県補助金節1 農業費補助金5 63万6,000円。内訳としましては、農業次世代人材投資事業補助金、こちらも補助率10分の10、150万円と、強い農業づくり交付金被災農業者支援型413万6,000円です。

農業次世代人材投資事業補助金に関しましては、新規で就農した若手農業者に対して、経営の

不安定な就農を最大5年間、年間150万円補助する事業を活用して、1名新たに新規就農者が追加採択されたため150万円補正するものです。こちらは補助率は10分の10となりますので、同額で歳出の補正もしております。

次の強い農業づくり交付金被災農業者支援型、こちらは先ほどの稲わらと同様に、昨年の台風15号、19号による農業被害に対して、市内の13の対象農業者の修繕、撤去に係る事業の補正413万6,000円となります。補助率に関しましては、修繕は国10分の3、県10分の0.5、市10分の0.5、撤去につきましては国10分の3、県10分の1.5、市10分の1.5となっております。市の負担分56万8,000円を加算した470万4,000円を歳出で補正しております。

その下、款15県支出金項2県補助金目4農林水産業費県補助金節2林業費補助金、こちらマイナスの10万円となります。こちらは事業要望がなかったための減額補正となります。

次に歳出でございます。20ページ、21ページをごらんください。

一番下、款6農林水産業費項1農業費目3農業振興費0102農業や漁業団体の活動を支援する、2,147万5,000円です。こちらは先ほど歳入でも御説明しました農業次世代人材投資事業の1名追加により、150万円の増額、その下、済みません次のページになってしまいます。済みません、内訳が次のページでした。ごめんなさい。先ほど言った農業次世代の150万円のその下、体験学習研修補助金、こちらは江戸崎の高校のほうで、毎年北海道に酪農を希望する研修者がいる場合、市のほうで1名分毎年補助をしているものなんですけれども、今回は対象者がいなかったため、補助を、なかったので減額するものです。

その下、大根洗浄施設増設補助金2,000万円。こちらは今年度県の銘柄産地指定を受けた大根、新たに大根洗浄施設を増設して、さらに生産部会を大きくして増産していくということに対しまして、生産者がこの増設施設の負担分を持つことになってはいたんですけれども、こちらやはり大根のほう、そう簡単に値段が上がるものでもなく、急激に大きく増産できることはないということで、それを大きく負担をしてしまうと急激な経費増ということで農業者が苦しんでしまうということもありまして、市でその分を、特産品をこれから振興していくと、増産規模を拡大するということを図るために、2,000万円補助するものです。

こちらの施設、国のほうで2分の1補助が出ております。残り、実質経費の約3分の1が農業者の負担になります。3分の2はJAの本体のほうで持つということになっております。その生産者分を市のほうで補助して、何とか今後拡大をしていくという方向に進めていきたいと考えております。今年度、初めて大根の売り上げのほうは銘柄産地で必要な1億円というのがあるんですけれども、今年度値段もある程度よかったこともありまして、初めて2億円を超えたということで、ますます機運が高まっていますので、市のほうとしても全力で応援していきたいと考えております。

その下、0103適正な転作指導による計画的な米の転作を誘導すると、こちらのほうに関しましては事業確定による減額になります。

その下、0102被災農業者を支援する、こちらのほうは先ほど歳入で御説明しました台風1

5号、19号、その後の豪雨で被災した13の対象農業者の修繕撤去に係る事業の歳入に關しました補助金に対して、市の負担分56万8,000円を加算した407万4,000円を歳出補正するものでございます。

その下の、款6農林水産業費項2林業費目1林業振興費の0101造林事業を助成するというのは、先ほど御説明させていただきましたように要望がなかったための減額となります。

以上です。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 商工観光課所管の補正予算について御説明をさせていただきます。

補正予算書22、23ページをごらんください。

上から3段目です。款7商工費項1商工費目2商工業振興費0107企業を誘致し進出希望企業を審査するの事業でございますが、報償費3,500万円の減額となります。こちらは、今年度ゼリヤ新薬工業株式会社、株式会社太田胃散、日本アトマイズ加工株式会社、株式会社ホギメディカル、株式会社あじかん、株式会社樋口物流サービスの6社7件に対しまして、企業誘致奨励金の交付額が確定したことにより減額するものでございます。

続きまして、補正予算書5ページをごらんください。

牛久シャトー賃貸借契約に伴う借り上げ料として、令和2年4月から令和21年11月までの19年8カ月間の債務負担を組むものでございます。土地建物等の長期の賃貸借契約につきましては、当該契約条項の中に契約の解除権を留保した条文を付した場合は債務負担行為としての予算措置は必要がないとされておりますけれども、オエノンとの契約書の中に、その条件を付すことができなかったことから、令和2年4月からの債務負担といたしました。令和2年度から令和20年度は年額5,544万円、最終年の令和21年度は11月までの8カ月で3,696万円、トータルで10億9,032万円となります。

以上でございます。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課の野島です。よろしく願いいたします。

それでは私のほうから、議案第24号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、下水道課所管の内容につきまして御説明いたします。

歳出のみとなります。24ページ、25ページの一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

款8土木費項4都市計画費目2公共下水道費0101公共下水道事業特別会計繰出金、こちらでございますが、下水道事業特別会計におけます事務事業の執行額確定及び今後の執行見込みによる不用額等の調整に伴いまして、3,796万9,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画課、榎本です。どうぞよろしく願いいたします。

議題の第24号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、都市計画課所管の案件について御説明させていただきます。

資料の10ページ、11ページをごらんください。

まず、歳入について御説明いたします。

款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金節4都市計画費補助金713万円となっております。こちらは減額分と追加補正額の差額となっております。まず、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金、都市公園等2分の1につきまして、公園遊具更新工事が387万円の減額となっております。これは、国費が確定したことによる減額でございます。

次に、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金、都市公園等2分の1、国補正事業分1、100万円の増額となっております。こちらは、当初令和2年度に予定していた公園長寿命化計画に基づく公園遊具の更新工事、公園9カ所、計11基につきまして国の補助金の追加補正が得られたために、令和元年度予算に前倒しするものです。事業費、2、200万円に対する国の補助金が2分の1、1、100万円が追加補正となります。

続きまして、歳出でございます。資料の16ページ、17ページをごらんください。

款2総務費項1総務管理費目6財産管理費0107未利用地を売却する事業のうちの委託料といたしまして、測量費などの不用額93万5,000円を減額するものです。

続きまして、資料の24ページ、25ページをごらんください。

款8土木費項4都市計画費目1都市計画総務費0105都市計画を適正に管理する事業節13委託料都市計画マスタープラン改訂業務、111万7,000円の減額です。これは、事業費の確定に伴う減額となります。

同じく24、25ページの目3公園費0105都市公園や一般公園を安全に管理する事業15工事請負費、こちら488万1,000円の減額です。こちらは国費の確定及び事業費の確定に伴う減額となっております。

同じく24、25ページの一番下、0109都市公園や一般公園を安全に管理する（国補正事業分）、先ほど歳入の項で説明いたしましたが、当初令和2年度に予定していた公園長寿命化に基づく公園遊具の更新工事9カ所11基につきまして、国の補助金の追加補正が得られたため、令和元年度予算に前倒しするものです。2、200万円の増額となります。

続きまして、26ページ、27ページ、目6駅周辺整備費0102駅商工施設を維持管理する事業12役務費、36万1,000円の減額となります。これは保険料の事業費の確定に伴う減額となります。

同じ事業のその下の行になりますが、委託料につきまして100万円の減額となっております。こちらも、事業費の確定に伴う減額です。内訳は昇降機保守点検料の牛久駅分が39万円、ひたち野うしく駅分が61万円となっております。

都市計画課の補正予算は以上となります。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしくお願いたします。

それでは、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）、空家対策課所管の事業についての補正です。

ページ数が24、25、中段より下、款8土木費項4都市計画費目1都市計画総務費0106  
空き家の適正管理及び有効活用を推進する節13委託料空き家立ち入り調査です。こちら、88  
万7,000円の減額補正となります。こちら、空き家の立ち入り調査、委託ではなく職員によ  
る空き家立ち入りということで、事業費等を使わなかったために減額補正するものです。

以上です。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 建築住宅課所管の補正予算について説明いたします。

まず、歳入のほうなんですが、ページ、10ページ、11ページになります。

款項目節14-2-5-1になります。社会資本整備総合交付金、こちらにつきまして23万  
1,000円の減額となります。内容につきましては、当初補正の予算を計上していた段階が1  
0件分でしたが、実際に内示がつけましたのが6件分。実績ということでは3件になりましたの  
で、トータルで7件分の減額となります。

続きまして、同じ10ページ、11ページ、款項目節14-2-5-5になります。社会資本  
整備総合交付金につきまして、これは、各請負契約の確定による減額となります。工事のほうと  
しましては、3本あります。市営南裏住宅5号棟屋根外壁改修工事、次に木造住宅解体撤去工事、  
次に猪子住宅の基本設計、この3本の契約の契約金額が確定したことによる減額ということで、  
242万3,000円となります。

続いて、12、13ページになります。こちらにつきましては、款項目節15-2-5-1と  
いうことで、これは同じように木耐震の診断なんですが、県の補助金ということで、こちらも合  
わせて先ほどと同じように7件分の減額ということになりますので、7万円の減額となります。

続いて歳出のほうですが、23ページになります。

23ページの中段よりちょっと下、0102ということで、木耐震、木造住宅の耐震化を支援  
するということで、これも事業費確定に伴う減額ということで、46万2,000円の減額とな  
ります。

続いて27ページになります。これは上段のほうになります。0102市営住宅の建物を維持  
管理するというので、これも各種契約行為における事業費確定に伴う減額ということで90万  
円の減額となります。

また、同じ27ページで、0104未使用の木造市営住宅を解体撤去するというので、こち  
らも事業費確定に伴う減額ということで、100万円の減額となります。

以上です。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 道路整備課、藤木です。よろしく願いいたします。

道路整備課所管の内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、10ページ、11ページの上から3段目をごらんください。

款13使用料及び手数料項1使用料目4土木使用料節1道路橋梁使用料の道路占用料及び法定  
外公共物使用料につきましては、久野町のメガソーラー関連工事に伴う道路占用が多かったこと

から、あわせて816万1,000円を増額するものでございます。

次に、同じページの中段になります。

款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金節2道路橋梁費補助金の5件の社会資本整備総合交付金につきましては、いずれも国からの交付が予定していた額より少なかったため、合わせまして6,425万1,000円を減額するものでございます。

その下、節3の河川費補助金につきましても同様に10万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、22、23ページをごらんください。

一番下の欄になります。款8土木費項2道路橋梁費目2道路維持費の0106道路舗装を計画的に修繕する事業につきましては、歳入で御説明したとおり国からの交付金が少なかったため、歳出につきましても事業内容を交付金に合わせる形で3,000万円を減額するものでございます。

その下、目3道路新設改良費の0101道路事業を企画調整するの旅費25万4,000円につきましては、こちらは北海道にお住まいの地権者の方がいらっしゃったんですけれども、電話や郵送等で交渉とか契約処理のほうをさせていただいたことから旅費のほうが不要になりまして、減額をさせていただくものです。

その下、0102市道23号線北川延伸第2工区を改良舗装するの509万2,000円。その下、0103狭隘道路を拡幅整備するの3,870万1,000円。

次のページに行きまして、0105通学路の安全確保のため市道を改良舗装するの3,845万6,000円。その下、次になります0106都市防災推進事業で市道を整備するの884万8,000円につきましては、先ほどの舗装修繕と同様に国の交付金に事業内容を合わせる形でそれぞれ減額をするものでございます。

その下、目4排水路整備費の0101根古屋川緑地を整備する事業につきましては、調整池工事に伴いまして周辺の地盤変動対策の設計を予定しておりましたが、動態観測を継続した結果、地盤変動がほぼなくなったということで設計委託のほうを実施しなかったため、903万2,000円を減額するものでございます。

最後に、その下款8土木費項3河川費目1準用河川費の0103根古屋川の拡幅をする事業につきましては、設計委託を実施しまして事業費が確定したことにより247万8,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時48分休憩

---

午前10時57分開議

○須藤委員長 それでは会議を再開します。

これより議案第24号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

**○北島委員** 12月議会の際に、一般質問で台風、豪雨による農業被害、約4,000万円あったというふうにお聞きしているんですが、意外に、思いのほかこの被災者農業支援、これが約470万円、ちょっと少ないように感じてしまうんですが、なぜそうなったのかということをも一つお聞きします。

それから、もう一つは債務負担行為で、オエノンとの契約、そこで債務負担行為、契約書にどのような条項がなかったかも一回確認させてください。

その2点です。

**○須藤委員長** 農業政策課長。

**○神戸農業政策課長** ただいまの被災の件につきましてお答えいたします。

こちらは、総額としては先ほど言っていましたように約4,000万円程度ありますけれども、この補助の対象となるのは、保険に加入しているというのが条件になりまして、そうすると主に施設なんですけれども、今回パイプハウスとあと鶏舎ですね、そういったものがあつたんですけれども、必ずしも農業者が全部保険に入っているわけではないので、前回被災、昨年度とか大雪のときに被災した方は入ったりしているんですけれども、そういうときに被災をしていないと、なかなか負担としても結構な額になりますので、農業者個人で保険に入っていないのが今回補助の額が少ない理由となります。

主に15号でほとんど被災を受けたのがパイプハウスですね。19号に関しましては、牛久ではそれほど被害はありませんでした。15号で大きく被災をしてしまったので19号は壊れなかったというのが現状です。

以上です。

**○須藤委員長** 商工観光課長。

**○大里商工観光課長** 北島委員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、解除権を留保する条件というふうな表現で御説明をさせていただいたんですけれども、例えばそれを、どんな条文になるのかと具体的に申し上げますと、例えば、翌年度以降の予算について議会の承認が得られない場合は当該契約を解除するといったような、解除権を残した条項を契約書に入れられれば、毎年度毎年度予算の措置はされますから、予算のそれを、長期の債務負担を組む必要がないというふうにされているんですけれども、その条項を入れられなかったということです。

以上でございます。

**○須藤委員長** よろしいですか。ほかに。山本委員。

**○山本委員** 2点お願いしたいと思います。

まず27ページの上から2段目、0104の未使用の木造市営住宅を解体撤去する。今年度の解体数を教えていただきたいことと、あと解体撤去工事、最終的にお幾らになったのかということ。そして、この委託業者を教えていただきたいと思います。

そして戻りまして、23ページです。中ほどから下、0102の木造住宅の耐震化を支援する。木造住宅耐震診断ということで減額になっております。先ほどの御説明で10件だった予定が3件というお話ではあったんですが、今回この木造耐震診断について、牛久市のホームページのほうに、牛久市耐震改修促進計画というのが載っておりました。平成20年の5月に策定されたものです。これを見ますと、27年末までの数値目標がここに示されております。これによると平成19年度末の市内の住宅の耐震化率は83%、そして27年度末での目標値は90%となっております。また市内学校の耐震化率は平成19年度末は63%、目標値が88%となっております。この目標値は27年度で達成されたのかどうかをまず伺いたいと思います。

それから耐震診断を今まで受けた住宅の数、それと耐震診断を受けた診断結果というのをお示しいただきたいと思います。

まずはそれをお願いいたします。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 未使用の市営住宅を解体撤去するという工事内容につきまして、12棟の解体撤去ということで発注をしております。金額につきましては、738万2,705円となっております。会社名、有限会社塚本興商で、工期につきましては令和2年1月16日から令和2年3月31日までということで、本日現在解体の進捗状況、確認いたしましたところ、12棟のうち11棟、もう解体完了しているということで、残りの1棟についても今週中に完了するというので確認をしております。

2点目になります。木造住宅の耐震についての目標値についてなんですが、こちらにつきましては、平成27年度末で96%を達成しております。

3点目の耐震診断を今まで受けた件数についてなんですが、この木耐震事業、平成18年度からスタートしております、令和元年度で合計で476件となっております。診断の結果としましては、このうち上部構造評点というのが1.0以上のもの、これは一応倒壊はしないという判定になるんですが、これは全体のうち11件ということで、割合でいうと2.3%となります。それ以外については、もう全部1.0以下ということになるので、倒壊する危険があるということで、全体平均としては0.46%、0.46という数字になりますので、この11件を抜いたものについては倒壊する可能性があるということで。また、なぜこの11件あるのかというのもちょっと確認したところ、これは診断をする手前の年度で、多分なんですが、それなりの耐震補強などを一時的にやったところが安全のためにこの診断をして、それでこの1.0という数値をクリアしているものだろうということで確認はしております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 済みません、学校のほうの耐震化率目標値をちょっと。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 学校の耐震化率につきましては、学校教育課のほうで確認いたしましたところ、現在は100%に達しているということです。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 その耐震化率のところなんですけれども、この促進計画20年5月から27年までということで、この後の計画がどうなっているのかという確認と、今は平成27年度末の目標値をお伺いしたんですが、学校は100%ということで、住宅が96%ということだったんですが、その後、この後の計画で住宅のほうの耐震化率96%から今現在はどれぐらいに今なっているのかというのがわかりましたら、お示しいただきたいと思います。

あと、この計画を見ますと、この計画の中にブロック塀等対策というのがございます。ブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するために、ブロック塀等設置者に対して正しい施工方法や補強方式を周知するとともに、ブロック塀から生垣への転換を積極的にPRします、この施策についての取り組みはどのようなものがされたのかというのを確認したいと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 牛久市耐震改修促進計画というものにつきまして、今ホームページなどで確認できるものについては、平成20年5月に作成されたものがアップされている状況で、その後作成されたものが実はありまして、こちらのほうの数字で確認をいたしましたところ、住宅については平成32年度末、令和2年度末で目標値としましては95%という目標値を掲げております。それで、今現在平成27年度末につきましては86%達成しておりますので、今30年度、もしくは31年度現在でどこまで行っているかという詳しい数値につきましては、ちょっと調べてみたんですがちょっと取得できませんでしたので。そうはいいまして、86.6から限りなく95に近づいているものと思われま。

2点目の御質問ですね。ブロック塀につきましては、こちらにつきましてはホームページ、広報紙等で診断をするようにということでお知らせはしております。昨年、この広報紙等でのお知らせに対しての問い合わせが5件ほどありまして、その方々には牛久市の建設業協会であったり、建設業協力会であったりの名簿を示して、こういうところでそういう改修はしておりますということで御案内をしているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 平成27年までが、この改修促進計画ができていて、28年からまたその次の改修計画ができていくということなんですけれども、この平成20年度にできたものは8年間の計画期間でしたけれども、今回の計画は何年になっているのかというところを確認したいと思います。

あと、先ほどのブロック塀ですけれども、大阪の例の事件があって、通学路というのの危険ということを市長も、命ということから、子供たちのヘルメットという施策も出てきたところだと思います。そういう意味では、このブロック塀というのに関して、より通学路、そういうところへの指導というか周知というかを強めていかなければいけないというところ、そういうところ今後一般だけではなく、そういう通学路に面したブロック塀というのへの周知というのをより強化していくというようなお考え、取り組みというのを考えていらっしゃるのかどうか、計画の中に

ですね、というところを確認したいと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 牛久市耐震改修促進計画平成28年3月版におきましては、計画期間としまして、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間ということで定めております。

また、2点目の質問なんですが、ブロック塀の危険性に伴い、通学路に面したところをどのように対応していくのかということなんですが、これにつきましては教育委員会と連携を図りながら危ないところにつきましては、こちらからも指摘というか、改修をしたほうがいいですよというお知らせとか、所有者などにそういう情報をお伝えする必要があるかと考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに、諸橋委員。

○諸橋委員 農業振興費について1点質問をさせていただきます。

大根の、河童大根の出荷金額が2億円を超えたということで、大変喜ばしいことなんですが、今JAの部会に入っている大根部会の人と、それ以外、部会に入っていない人で大根をつくられている方もいらっしゃると思うんですが、その農家の数がわかれば教えていただきたいということと、もう1点、部会以外の方が洗浄機を購入する場合には補助が出ないのかという点と、もし何らかの形でそういった方に購入の手助けの方法があるかという点をお伺いをいたします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

まず、大根の生産部会ですね、JAの生産部会に入っている人数としましては、現在28名です。入っていない人、こちらで把握している正確な人数というのは正直わからないんですけども、数名大きくつくっている方はいらっしゃいます。そちらに関しては、自分で部会には入らず、できるだけ生産の効率のよい方法ということで、自分で独自の販売ルートであったりとか、生産の方法を考えて、自分の選択で入っていないということになっております。こちらの方が大根の洗浄機を買う、使うということは、正直部会でももちろん出費もしますしJAのほうでも出費もしますので、こちらのほうを入っていない方が使うというのは正直難しいかと思えます。また、個人で例えば洗浄機、ここまで大きいものではなくても洗浄機を買う場合には、この補助とは別にいろいろな機械、機器を入れるときに使う補助の対象になるのであればその補助は使うことができます。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 愚問で申しわけないんですが、部会に入っていないと河童大根という名称は当然使えないという認識でよろしいんですね。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

部会のほうとして、河童大根というような名目で登録しておりますので、部会に入っていないとその名目は使えないのが現実です。

以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第24号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第26号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第26号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第26号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして御説明をいたします。

まず、歳入でございます。8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

上からまいります。款3国庫支出金項1国庫補助金目1下水道事業費国庫補助金節1下水道建設費補助金でございますが、国からの補助交付額の確定に伴いまして、旧地震対策補助で480万円の減額、旧未普及解消補助で400万円の増額をし、合計80万円を減額するものでございます。

その下の段に行きます。款5繰入金項1他会計繰入金目1一般会計繰入金節1一般会計繰入金でございますが、下水道事業特別会計におけます事務事業の執行額の確定及び今後の執行見込みによる不用額等の調整に伴い、3,796万9,000円を減額するものでございます。

次に、その下の欄になります。款8市債項1市債目1下水道建設債節1下水道建設債。こちらにつきましても、国の補助交付額確定、事務事業の執行額の確定及び今後の執行見込みによる不用額等の調整に伴いまして、890万円を減額するものでございます。

続きまして歳出でございます。10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

上からまいります。款1下水道事業費項1下水道管理費目1一般管理費0102下水道行政の企画調整をするにおきましては、執行見込み額の確定に伴いまして、使用料及び賃借料として104万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、目2維持管理費におきましては、0101污水管を維持管理する、こちらでは流域下水道の維持管理負担金の確定に伴いまして、負担金として3,169万2,000円を減額、0102ポンプ場施設を維持管理する、こちらではポンプ場及びポンプ室の電気料金の不足が見込まれることから需用費として200万円を増額するものでございます。

下の欄にまいります。款1下水道事業費項2下水道建設費目1公共下水道（污水）建設事業費0104事業完了地区の污水管渠を追加整備する、こちらにおきましては、污水管の追加整備を必要とする建築申請等が少なかったことから、工事請負費として242万円を減額するものでございます。

次に、目2公共下水道（雨水）建設事業費におきましては、まず、0101公共下水道（雨水）建設事業費職員給与関係経費、こちらにつきましても、人事異動によりまして対象職員の入れかわりがあったことから、給料、職員手当等共済費を合わせて382万円を減額するものでござ

ございます。

その下、0102みどり野、東みどり野地区の雨水管渠を敷設する、こちらまずは工事請負費におきましては、執行見込み額の確定に伴いまして300万円の減額をいたします。また、委託料としましては600万円を減額し、同様に0106下町第5雨水幹線を敷設する、こちらの工事請負費として150万円、補償、補填及び賠償金として850万円、合計1,000万円を減額し、先ほどの600万円と合わせまして、0107下町排水区の調整池を整備する、こちらの委託料として1,600万円を増額する予算の組み替えをし、調整池からの雨水圧送管の実施設計、これを前倒しする形で国からの交付金を有効活用するものでございます。

0103上町排水区の雨水管渠を敷設する、こちらの工事請負費を3,400万円減額をいたしまして、同額を0104柏田排水区の雨水管渠を敷設するの工事請負費として増額をする予算の組み替えをし、現在ふれあい通りで工事を実施しております雨水管、こちらを引き続き関電工協の市道内に整備をするというものでございます。

最後に、目3流域下水道整備事業費0101霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金を支出する、こちらにつきましては、茨城県が行っております流域下水道事業の執行見込み額確定に伴い、負担金補助及び交付金として769万6,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

**○須藤委員長** これより議案第26号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

**○北島委員** 下水道維持管理費の0101の霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金、これ大分金額的にも大きいんですけども、減額後が、元の総額は幾らなんでしょうか。それから3,169万2,000円減って幾らになったか。そしてその来年度からの負担金の見通しは、この減額された額で負担金があるのか、それともまたアップするのか、そこら辺をお聞きします。

それと……それだけでいいです。

**○須藤委員長** 建設部次長兼下水道課長。

**○野島建設部次長兼下水道課長** お答えいたします。

まず、元の負担金、当初予算額として計上させていただいておりますのが、3億4,501万4,000円でございます。今回補正として3,169万2,000円を減額させていただきまして、補正後3億1,332万2,000円という形に補正をするものでございます。

この減額と、あと来年度の見込みということなんですけれども、維持管理負担金につきましては、まずは計画汚水量として基本料金というものを計上する、それと実際の流域下水道に排出をした汚水量、実際の汚水量、こちらの実績をもとにさらに加算をするというような形をとっていますので、今年度の予算についても昨年度の実績をもとに計上して、実際にちょっと汚水量が少なかったというものがもとでございまして、これ、台風であるとか雨の影響を受けての不明水によって増減しているというふうに判断をしていますけれども、実際に昨年度よりも夏場ですかね、一番影響があったのは汚水量が少なかったということで、3,169万2,000円の減額となります。来年度の予定につきましても、今年度をベースに県と協議をして予算計上させていただ

いていますので、来年度の実際の実績によっては増、もしくは減ということは変動あると、これ毎年どうしても変動が出てしまうというのが実状でございます。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第26号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第33号、牛久市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第33号について提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 議案第33号、牛久市道路線の認定につきまして御説明させていただきます。

資料のほうの一覧表をごらんいただきたいと思います。

今回は5路線の認定となります。市道3505号線、田宮町で延長が56.5メートル、同じく市道3506号線、田宮町、延長が49メートル、市道3507号線、こちら南2丁目、延長が109.5メートル、市道3508号線、同じく南2丁目、延長32.5メートル、市道3509号線、こちら南6丁目延長96メートルで、合計343.5メートルとなっております。

位置図のほうを順にごらんいただければと思います。

1枚目ですが、こちら田宮町で、田宮西近隣公園の南東部、こちらが3505号線と3506号線の2路線となっております。2枚目にいきまして、こちら南2丁目牛久駅東口交差点の南側、3507号線と3508号線の2路線となっております。3枚目です。南6丁目六建団地の道路を挟んで西側になります。3509号線の1路線となっております。

今回いずれの路線につきましても民間の開発行為によりまして整備された道路の帰属を受けまして新たに市道の認定を行うものでございます。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第33号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。諸橋委員。

○諸橋委員 よろしくお願ひします。

市道の認定に関しての関連の質問なんですが、現在牛久市として市道として認定している路線で、未舗装の路線が何路線、また距離がわかればお示しください、よろしくお願ひします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

現在牛久市のほうで管理しております道路が約774キロございまして、そのうち未舗装の道路につきましましては、済みません、ちょっと路線の数については今手元に数字がないんですけども、延長にしましては238キロが未舗装の道路ということになっております。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 未舗装の路線が238キロあるということなんですが、これの舗装計画等について

はどのようにお考えかお伺いをいたします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 道路の舗装につきまして、舗装するとなりますと当然路面の排水の問題等も出てきますので、そちらのほうの検討も含めて、あるいは地元の要望等をいただきながらそういうところは検討をして、条件が整えば舗装のほうしていくというような形になると考えております。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第33号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第16号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。  
お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時33分閉会